

青畜第312号  
令和5年7月26日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長  
(公印省略)

### 夏季休暇期間における家畜防疫対策の徹底について

このことについて、令和5年7月21日付け5消安第2446号で農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありましたので、夏季休暇期間の家畜防疫対策の徹底について、貴会員への御指導をお願いします。

#### 記

##### 1 通知の内容

以下の内容について家畜の所有者、関係者等に周知し、指導すること。

- (1) 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底
  - ア アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への渡航を自粛すること。
  - イ 日本への持ち込みが禁止されている肉製品等が海外からの携帯品、国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう、外国人従業員への周知を徹底すること。
- (2) 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みの防止の再徹底等
  - ア 看板の設置等により、関係のない者が衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入ること又は不要な物を持ち込むことのないようにすること。
  - イ 農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合には、専用の衣服や手袋・長靴の着用すること。また、その着用に当たっては、交換の前後で動線が交差しないようにすること。
  - ウ 農場内及び畜舎、車両、人、物品等の消毒を徹底しすること。消毒に当たっては、消毒前に汚れを落とし、適切な濃度の消毒薬を用いるとともに、踏込消毒槽は1日1回は交換すること。
  - エ 野生動物の侵入防止対策として、適切な防護柵、防鳥ネット等を設置するとともに、畜舎壁、天井等の隙間の有無等を定期的に点検すること。不備を認めた場合には直ちに改善を図ること。



(3) 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

- ア 家畜の所有者、従業員、獣医師等に対して、アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザの「特定症状」について、改めて周知徹底すること。
- イ 当該症状を呈している家畜又はその死体を発見したときは、家畜保健衛生所に速やかに届け出ること。
- ウ 飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うこと。

(4) 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

防疫措置に伴い必要となる埋却地等の準備状況について確認し、万が一の発生に備え実効性を確保すること。特に、埋却地については、自己所有地以外の土地を候補地とする場合における土地利用に関する契約状況を確認すること。

担当：畜産課 衛生・安全G 林

TEL 017-734-9498

017-722-1111(内線4819)

FAX 017-734-8144